

発議第18号

令和元年12月19日

木津川市議会議長 山本 和延 様

提出者	木津川市議会議員	高味 孝之
賛成者	木津川市議会議員	森本 隆
	木津川市議会議員	酒井 弘一
	木津川市議会議員	柴田はすみ
	木津川市議会議員	福井 平和

大規模太陽光発電設備の設置に係る法整備を求める意見書に
ついて

上記の議案を、地方自治法第99条及び木津川市議会会議規則第14条
第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

大規模太陽光発電設備の設置に係る法整備を求める意見書（案）

電力は、市民生活や企業活動を支える重要な社会基盤である。

国は、福島第一原子力発電所の事故以降、電力の安定供給を図るためのエネルギー政策として、太陽光、風力、水力、バイオマス等の再生可能エネルギーの導入拡大を推進してきた。

特に、平成24年7月の固定価格買取制度創設以降は、再生可能エネルギーの普及が進み、中でも太陽光発電は飛躍的な伸びを示しており、従来は遊休地等を利用して設置されていた太陽光発電設備が広大な森林伐採を伴う林地開発によって行われる事案も見受けられるなど、土砂災害等自然災害の発生への懸念や自然環境、景観、生態系への影響など、市民生活を脅かす事態となっている。

本市においても、最近では結果として事業の中止となったが、過去に水害に見舞われた場所で、民間事業者による大規模太陽光発電事業計画が進められていたこともあり、これだけ大規模な開発であっても、森林法等関係法令等に基づく審査基準を満たしていれば、直接的な設置規制が行うことができない状況である。

事業者側には、財産権に基づく自由な経済活動が保障されているとはいえ、一度集中豪雨が発生すると災害が発生する確率は増し、市民生活が脅かされたり、自然環境への影響が懸念されるなど、公共の福祉に配慮する必要があると考える。

よって、国においては、今後の太陽光発電設備の開発にあたっては、下記の事項について、早急に法整備をされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

1. 太陽光発電設備の設置については、防災、自然環境、景観上の観点から立地規制や事業者に対し環境影響評価等を義務化するなど法整備等の措置を行うこと。
2. 地域住民の住環境を保全するため、太陽光発電設備の安全性を確保するための設置基準や施工管理に関する基準等を整備すること。

令和元年 月 日

木津川市議会議長 山本 和延

提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、農林水産大臣、
経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣